

再生可能エネルギー（風力発電施設）の導入について

1 再生可能エネルギーの施策としての位置付け

地球温暖化防止、温室効果ガス排出量の削減は政府をあげての課題。更に東京電力福島第1原子力発電所の事故を受け、今後のエネルギー対策については、原子力への依存を減らし、風力発電等の再生可能エネルギーの導入による省エネ社会の実現が求められている。

水産庁では、再生可能エネルギーの導入・推進について、水産基本計画、漁港漁場整備計画等に明確に位置づけている。具体的な風力発電施設の導入にあたっては、漁業者と発電事業者及び関係地方自治体との間で十分に意見交換を行い、地域水産業の振興に資することが求められる。

○水産基本計画（抄）

7 安全で活力ある漁村づくり

災害時の非常電源としても利用可能な風力発電、太陽光発電などの再生エネルギーの導入に向けた取組を推進する。

○漁港漁場整備計画（抄）

2 水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進
また、水産業を核として漁村や漁港が有する伝統・文化・景観や再生可能エネルギーなどの魅力的な地域資源等を活用して新たな付加価値を生み出す6次産業化の取組を推進するとともに・・・

○漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針（抄）

2 水産物の安定的な提供・国際化に対応できる力強い水産業づくりの推進
一方、漁村においては、新鮮な魚介類、豊かな自然や景観、波力、風力などの再生可能エネルギーなどの地域資源が豊富に存在しており、高齢者や女性をはじめとする地域住民や農林業などを含む地場産業との連携の下、これらの総合的な活用が、漁村の活性化を推進する上で重要な課題となっている。

2 漁業との協調にかかる主体的枠組み

風力発電施設の導入にあたっては、地域漁業との共存を図ることが重要である。このため、導入計画検討のなるべく早い段階で、漁業者と発電事業者、地方自治体等の関係者が密接に意見交換を行い、また、計画が具現化しつつある早い段階で地元協議会を設置することが望ましい。

(1) 漁業者・漁業協同組合の発電事業との関わり

風力発電施設で発電された電力については、地元漁港関連施設等での活用(地産・地消)や売電して地元水産業の振興経費等に充てるなどが考えられる。また、漁業者による洋上風力発電施設の保守点検作業等への協力、漁協等の発電事業への参加が考えられる。

(2) 地元協議会の設置

風力発電施設の導入にあたっては、事前に漁業関係者(漁協)と発電事業者等の間で十分な意見交換が必要である。このため、発電事業の適切な段階で漁業関係者等を含む協議会を設置し、風力発電施設の導入にあたっての協調のあり方や漁業への影響等について検討を行うことが求められる。なお、協議会メンバーについては、下記のような構成が考えられる。

協議会の構成例

- ・ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会
- ・ 漁業関係者
- ・ 漁港管理者、港湾管理者等
- ・ 都道府県・市町村(漁業振興部局、産業振興部局、エネルギー部局)
- ・ 水産試験場等の研究機関
- ・ 学識経験者等
- ・ 発電事業関係者
- ・ 地域電力企業関係者
- ・ その他、海域・海面利用者等

(3) 漁業協調型風力発電設備の導入

風力発電施設等の導入にあたっては、漁業との共存共栄が重要であることから、風力発電施設の駆体部分を魚礁や養殖施設の一部として利用するなどの漁業協調型とし、積極的に地元漁業と連携・協調し、地元の水産業の振興を図るべきである。例えば、北海道瀬棚町の風力発電施設(2004年4月風力発電施設設置)では、地元漁業者との連携により、風力発電施設とコンブ養殖(ウニ畜養用餌料の供給用)が共存するという萌芽的事例がある。

(4) 漁業協調に関する相談窓口の設置

漁業に関する風力発電にかかる相談窓口を設置し、円滑な風力発電施設等の導入を支援する。

(5) 他の再生可能エネルギー施設の扱い

風力発電施設以外の海洋再生可能エネルギーの導入についても、上記と同様の考え方で取り組む。